

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和2年4月1日

水曜日

号外

目

次

## 公安委員会告示

○富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定

1

## 告示

### 富山県公安委員会告示第55号

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定について

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習の委託に係る一般競争入札を実施するに当たり、入札申込みの条件となる道路交通法施行規則第38条の3に規定する資格について、次のとおり審査の上、認定するものとするので告示する。

令和2年4月1日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

#### 1 認定の審査に係る業務

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

#### 2 委託期間

令和2年5月20日から令和3年3月31日まで

#### 3 委託場所

富山県内

#### 4 認定基準

別添「富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準」のとおり。

#### 5 認定申請期間

令和2年4月3日から同年4月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

6 認定申請書類提出先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課

7 認定申請書類提出方法

直接持参すること。

8 問合せ先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課

電話 076-441-2211（内線5032）

別添

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準

1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の実施を同条第3項の規定により委託するに際し、受託法人及び受託者（以下「法人等」という。）の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

2 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人等として認定する場合における当該認定は、次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること（道路交通法施行規則第38条の3に規定するもの。）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、

相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) に次のアからクまでのいずれかに該当する者がいないこと。

なお、法人でない者は、これに準ずるものとする。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

キ 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者

ク 法第117条、法第117条の2、法第117条の2の2（第7号及び第11号を除く。）、法第117条の3の2、法第118条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号若しくは第12号又は法第119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過していない者

(3) 安全運転管理者等講習に従事する専任講師として、次のいずれかの資格を有する者を1人以上雇用すること。

ア 自動車安全運転センターが行う自動車の安全運転管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者

イ 安全運転管理者等講習又はこれに相当する講習に講師として従事した経験

---

を有する者

- (4) 安全運転管理者等講習に必要な学識経験を有する者又は交通実務（交通安全活動）経験者で、専門的知識を有する者を部外講師として3人以上確保できること。

3 安全運転管理者等講習を行うために必要な組織及び設備は次のとおりとする。

- (1) 富山県内に主たる事務所又は営業所を有していること。
- (2) 安全運転管理者等講習を行うために必要な人員を、安全運転管理者等講習の実施場所に配置できること。
- (3) 安全運転管理者等講習を行うための機器（視聴覚機材等）を有していること。

4 資格認定の申請等

安全運転管理者等講習の業務の委託を受けようとする法人等には、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書（別記様式1）
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- (3) 法人等の役員の氏名、住所等を記載した名簿（別記様式2）
- (4) 法人等の役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (5) 法人等の役員が2の(2)中、アからクのいずれにも該当しないことを誓約する書面（法人用は別記様式3-1、法人以外用は別記様式3-2）
- (6) 安全運転管理者等講習に従事する者の経歴を記載した書面及び当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- (7) 安全運転管理者等講習を行う組織の概要（組織体制、職員数等）を記載した書面
- (8) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

5 資格認定の通知

安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めたときは、その法人等に対し資格認定通知書（別記様式4）を送付するものとする。

---

なお、入札の参加に当たっては、入札参加資格を有していても1年ごとに入札前に公安委員会の資格認定を受ける必要があるものとする。

## 6 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人等が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 2の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

## 別記様式1

## 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名 印

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の認定を申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人等の名称			
主たる事務所 の所在地	電話 ( ) -		
法人等の種類	1 一般社団法人 4 公益財団法人 7 その他 ( )	2 公益社団法人 5 株式会社	3 一般財団法人 6 有限会社
(ふりがな) 代表者氏名			

申請者は、下欄には記載しないこと。

受理年月日	年 月 日	受理番号	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備 考			

別記様式 2

## 役員名簿

## 別記様式3-1

(法人用)  
誓約書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げる1から8までのいずれかに該当する者のある法人

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は、同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 8 道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び第11号を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

印

**別記様式3 - 2**

(法人以外用)

誓 約 書

私及び従業員は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は、同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 8 道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び第11号を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

印

## 別記様式4

## 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定通知書

年 月 日

(例) ○○法人 ○○協会

代表者 ○○ ○○ 殿

富山県公安委員会委員長 ○○ ○○

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められたので通知する。